

秋田県教育委員会告示第7号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
鳥海山日立舞	にかほ市象潟町横岡	横岡番楽保存会

秋田県教育委員会告示第8号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
冬師番楽	にかほ市冬師	冬師番楽保存会

秋田県教育委員会告示第9号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
坂ノ下番楽	由利本荘市矢島町坂ノ下字大石原	坂ノ下番楽保存会

秋田県教育委員会告示第10号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
屋敷番楽	由利本荘市西沢字下屋敷	屋敷番楽保存会

秋田県教育委員会告示第11号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
伊勢居地番楽	にかほ市伊勢居地	伊勢居地番楽保存会

秋田県教育委員会告示第12号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
釜ヶ台番楽	にかほ市釜ヶ台	釜ヶ台番楽保存会

秋田県教育委員会告示第13号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、次の秋田県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
鳥海山小滝番楽	にかほ市象潟町小滝	小滝舞楽保存会